

（下線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（調査）</p> <p>第2条 家賃減収補償の算定にあたっては、建物ごとに次に掲げる事項について調査を行うものとする。</p> <p>一 <u>建物所有者等</u>の住所又は所在地及び氏名又は名称</p> <p>二 建物所在地</p> <p>三 賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間</p> <p>四 従前の家賃に関する調査 家賃減収の対象となる建物の補償契約締結前一年間における各室ごとの家賃収入額を調査する。なお、調査は賃貸借契約書等により行うものとし、可能な範囲でその写しを入手するものとする。</p> <p>五 その他必要と認める事項</p> <p>（調査表）</p> <p>第3条 前条の調査結果に基づき、家賃調査表（様式第1号）に当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>一 調査者 調査を実施した担当者の氏名</p> <p>二 調査年月日 調査を実施した年月日</p> <p>三 建物所在地</p> <p>四 <u>建物所有者等</u>の住所又は所在地及び氏名又は名称 （法人を代表する者の住所及び氏名）</p> <p>五 部屋番号</p> <p>六 借家・借間人の氏名</p> <p>七 借家・借間の別</p>	<p>（調査）</p> <p>第2条 家賃減収補償の算定にあたっては、建物ごとに次に掲げる事項について調査を行うものとする。</p> <p>一 <u>建物所有者</u>の住所又は所在地及び氏名又は名称</p> <p>二 建物所在地</p> <p>三 賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間</p> <p>四 従前の家賃に関する調査 家賃減収の対象となる建物の補償契約締結前一年間における各室ごとの家賃収入額を調査する。なお、調査は賃貸借契約書等により行うものとし、可能な範囲でその写しを入手するものとする。</p> <p>五 その他必要と認める事項</p> <p>（調査表）</p> <p>第3条 前条の調査結果に基づき、家賃調査表（様式第1号）に当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>一 調査者 調査を実施した担当者の氏名</p> <p>二 調査年月日 調査を実施した年月日</p> <p>三 建物所在地</p> <p>四 <u>建物所有者</u>の住所又は所在地及び氏名又は名称 （法人を代表する者の住所及び氏名）</p> <p>五 部屋番号</p> <p>六 借家・借間人の氏名</p> <p>七 借家・借間の別</p>

- 八 入居開始日
- 九 各部屋ごと（貸家であれば各建物ごと）の家賃収入状況
- 十 特記事項 契約条件、契約期間、定期借家契約である場合の契約期間等、補償金算定上参考となる事項

（第4条 略）

様式第1号 家賃調査表（一部）

建物所有者等の住所

建物所有者等の氏名

様式第2号 家賃減収補償金算定書（一部）

建物所有者等の住所

建物所有者等の氏名

- 八 入居開始日
- 九 各部屋ごと（貸家であれば各建物ごと）の家賃収入状況
- 十 特記事項 契約条件、契約期間、定期借家契約である場合の契約期間等、補償金算定上参考となる事項

（第4条 略）

様式第1号 家賃調査表（一部）

建物所有者の住所

建物所有者の氏名

様式第2号 家賃減収補償金算定書（一部）

建物所有者の住所

建物所有者の氏名